

令和7年度山口県障害者虐待防止・権利擁護研修 開催要項

① 管理者／虐待防止担当者コース（オンデマンド&集合研修）

② 障害者福祉施設等従事者コース（オンデマンドのみ）

1 研修の概要・目的

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の趣旨を理解するとともに、虐待を発生させる要因の理解や防止のための仕組みづくり等を学び、法の円滑施行を図ることを目的とする。

2 実施主体

山口県

3 実施機関

一般社団法人山口県社会福祉士会

4 受講対象者、定員、研修方法など

① 管理者／虐待防止担当者コース（オンデマンド&集合研修）

講義部分については、オンデマンド形式で動画視聴し、演習部分については、集合形式で実施します。演習参加後は、所属の施設・事業所等で伝達研修を実施して、実施報告書を提出します。

○ 対象者

障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等の設置者・管理者・サービス管理責任者又はこれに準ずる者

○ 定員

200名

※本研修では、受講者が所属の施設・事業所で伝達研修を実施していただきますので、一施設・事業所からの参加者は1名のみとさせていただきます。

○ 研修方法

【 オンデマンド講義 】

- ・研修方法：動画視聴（オンデマンド配信）
- ・視聴期間：集合研修参加まで

【 集合研修 】

- ・研修方法：集合形式
- ・定員：1開催50名程度まで

※下記の①から⑤は、同じ内容です。希望する日時をお選びください。

ただし、定員の関係上、希望に添えない場合があることをご了承ください。

- ・開催日時：① 令和7年12月 2日（火） 9：30～16：55
- ② 令和7年12月 8日（月） 9：30～16：55
- ③ 令和7年12月16日（火） 9：30～16：55
- ④ 令和7年12月17日（水） 9：30～16：55
- ⑤ 令和7年12月22日（月） 9：30～16：55

- ・研修会場：YMFg 維新セミナーパーク 大研修室
(〒754-0893 山口市秋穂二島 1062)

【 実施報告 】

- ・施設・事業所等で伝達研修を実施し、所定の様式で報告書を提出してください。
- ・提出期限：令和8年3月2日(月) 17時まで
- ・研修の参加者以外が、講義を視聴したことをもって、伝達研修実施とは認められません。

○ 研修内容

別紙カリキュラムのとおり

② 障害者福祉施設等従事者コース（オンデマンドのみ）

○ 対象者

障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等に従事する者

○ 定員

制限なし

○ 研修方法・内容

①管理者／虐待防止担当者コースのオンデマンド講義部分と同一内容です。

5 受講料

無料

※オンデマンド講義に係る必要な通信機器及び通信環境並びに資料の印刷などの費用は自己負担となります。

6 受講に関する連絡

申込締切以降に、受講可否、オンデマンド講義・集合研修日時など、本研修に関する連絡は、申し込みの際にご登録いただきましたメールアドレスにEメールにて行います。

※yamaguchi-kenriyogo@jeans.ocn.ne.jpより送信いたします。このメールを受信できるように、予めメールソフト、スマートフォンなどの設定を行ってください。

7 申込方法・期限等

(1) 申込方法

掲載している二次元コードもしくはURLから、申込フォームにアクセスしてお申し込みください。

【申込フォーム URL】

<https://ws.formzu.net/dist/S79755514/>

※お預かりした個人情報は、本研修の運営目的以外では使用いたしません。



(2) 申込期限

令和7年10月31日（金） 17時まで

8 自然災害等による中止

自然災害発生等、その他研修を開催するにあたって支障をきたす事案が発生した場合やむを得ず研修をオンライン形式への変更、または、中止とする場合がございますので、予めご了承ください。形式の変更や中止とする場合は、メールでお知らせいたしますので、各自、受講前に必ず確認されるようお願いいたします。

9 資料（参考テキスト）

- 「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」及び「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」の一部改訂について（事務連絡）（令和6年7月）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001282168.pdf>

- 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（施設・事業所従事者向けマニュアル）（令和6年7月）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001282170.pdf>

- （別冊）職場内虐待防止研修用冊子

<https://www.mhlw.go.jp/content/000686501.pdf>

10 研修の流れ



申込受付	10月31日（金）17時まで
参加決定など メールで通知	11月中旬頃には、次の事項を通知します。 ①オンデマンド講義の動画視聴用 URL 等 ②集合研修の参加日
オンデマンド講義 （動画視聴）	各自、ご都合の良い時間、場所で視聴受講ください。 ※ 集合研修参加前には、視聴してください。
集合研修 （演習）	以下のいずれかに参加する。参加する日時は主催者側で調整。 ① 令和7年12月 2日（火）9：30～16：55 ② 令和7年12月 8日（月）9：30～16：55 ③ 令和7年12月16日（火）9：30～16：55 ④ 令和7年12月17日（水）9：30～16：65 ⑤ 令和7年12月22日（月）9：30～16：65
実施報告書の 提出	終了後、施設・事業所などで伝達研修を実施し、報告書をご提出ください。 ※ 令和8年3月2日（月）17時まで

※ 集合研修と実施報告書の提出は、①管理者／虐待防止担当者コースのみ

11 申込・問合せ先

山口県障害者権利擁護センター

〒753-0072 山口市大手町9番6号 山口県社会福祉会館内

TEL：083-902-8300 FAX：083-922-9915

メール：yamaguchi-kenriyogo@jeans.ocn.ne.jp

(別紙) 令和7年度山口県障害者虐待防止・権利擁護研修カリキュラム

■ オンデマンド講義 ※コース①、②共通 (コース①は、集合研修参加日までに視聴)

科目/講師	時間	内容
I 障害者虐待防止総論-成立までの経過、社会的意義 野澤和弘 氏 (植草学園大学)	30分	障害者虐待防止総論/成立までの経過、社会的意義
II 障害者虐待防止法の概要 関哉直人 氏 (弁護士)	45分	「障害者虐待」の定義/障害者福祉施設従事者等による障害者虐待/虐待行為に対する刑事罰
III 当事者の声 (調整中)	-	当事者の気持ちを知ることによって障害者虐待防止・権利擁護の重要性を理解する。
IV 性的虐待の防止と対応 堀江まゆみ 氏 (白梅学園大学)	30分	性的虐待が起こる背景と通報における課題/性的虐待の事例と防止のための対応
V 身体的拘束等の適正化の推進 厚生労働省	30分	身体拘束の廃止に向けて/やむを得ず身体拘束を行うときの留意点
VI 通報の意義と通報後の対応～通報はすべての人を救う～ 曾根直樹 氏 (日本社会事業大学)	30分	通報義務/立ち入り調査等の虚偽答弁に対する罰則/通報後の通報者の保護/虐待防止の責務と障害者や家族の立場の理解

科目/講師	時間	内容
I 法人・事業所の理念と管理者の役割 松上利男 氏 (社会福祉法人北摂杉の子会)	30分	障害者虐待防止の意義、障害福祉サービス事業者としての使命、倫理・価値・権利擁護
II-1 虐待を防止するための日常の取組について① 大平眞太郎 氏 (社会福祉法人グロー)	30分	日々の事業所の支援の質の向上、情報共有や支援計画の見直し、コミュニケーション、運営オペレート
II-2 虐待を防止するための日常の取組について② ～身体拘束・行動制限の廃止と支援の質の向上～ 仁田坂和夫 氏 (社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会)	30分	身体拘束廃止に向けた取組、やむを得ず身体拘束を行った際の手続きや検討について
III 虐待が疑われる事案への対応 岩上洋一 氏 (社会福祉法人じりつ)	30分	通報手順、事実確認から指導、処分までの流れ、事業所内の事実確認、事前準備等
IV 障害者虐待防止委員会、身体的拘束等の適正化委員会と虐待防止責任者の役割 松崎貴之 氏 (厚生労働省 障害福祉課)	30分	障害者虐待防止委員会、身体的拘束等の適正化委員会と虐待防止責任者の役割
V 虐待防止委員会の実際の運営について 提中美穂 氏 (社会福祉法人虹の会) 加藤恵 氏 (半田市障がい者相談支援センター)	15分 15分	虐待防止委員会の運営の実践報告を通して、その重要性の理解

※内容については、プログラムの一部、演題等が変更される場合もあります。

(以降、管理者／虐待防止担当者コースのみ)

■集合研修（演習）

(開催日：12月2日（火）、12月8日（月）、12月16日（火）
12月17日（水）、12月22日（月）)

時間	内容
9：00～	受付開始
9：30～16：45	① 虐待が疑われる事案への対応 ② 虐待防止委員会の活性化 ③ 身体拘束適正化委員会の運営 講師 海田育宏 氏 (社会福祉法人ひかり苑 岩狩拠点 /施設長) 小枝幸子 氏 (社会福祉法人ひかり苑 障害者支援施設ひかり苑 /支援副主任)
16：45～16：55	伝達研修の実施報告について

■伝達研修（ 提出期限：令和8年3月2日（月）17時まで ）

受講者は、所属の施設・事業所で伝達研修を実施して、令和8年3月2日（月）17時まで、所定の様式で、報告書をご提出いただきます。

※ 受講者以外が、オンデマンド講義を視聴したことをもって、伝達研修実施とは認められません。